

生活援助サービスの見直し

要介護5	調理や買い物などの生活援助サービスを市区町村事業に移行することを検討
要介護2	現場負担など
要介護1	先送りの方向
要支援2	訪問・通所介護を2015~17年度の間に市町村事業へ移行中
要支援1	料金の割合

厚生労働省は六日、介護保険制度の見直し案のうち、介護の必要度が低い要介護1、2の人向けの訪問介護である「生活援助」サービスの見直しを見送る方向で検討に入った。介護保険サービスから外し自治体の事業へ移行させることを検討しているが、介護現場の負担を考慮した。

軽度者介護保険サービス

「生活援助」維持の方向

厚労省 現場の負担考慮

厚生労働省は六日、介護保険制度の見直し案のうち、介護の必要度が低い要介護1、2の人向けの訪問介護である「生活援助」サービスの見直しを見送る方向で検討に入った。介護保険サービスから外し自治体の事業へ移行させることを検討しているが、介護現場の負担を考慮した。

(鈴木穂)

生活援助は、自宅で生活する高齢者にヘルパーが調理や買い物、掃除などの訪問介護サービスを提供する。現在は、利用料の一割二定所得のある人は一割

政府が車いすなど福祉用具レンタル料支援のサービス縮小を検討している問題について、共産党の小池晃書記局長は六日の参院予算委員会で、「高齢者の自立した生活に反する事態」の自立した生活に反する事態。(政府が掲げる)介護離職

野党「自立生活に反する」とも考え方の違い」と説明した。

塙崎恭久厚生労働相は「福祉用具にもいろいろな値段がある。レンタル料は特殊ベッドで平均八千八百円。ところが十

万円というのも。いずれも(使用者は)一割負担だ。それがどこまで許されるか」と指摘。高額なレンタル料を請求する業者を利用するこれが、介護保険の負担につながり、是正が必要との認識を示した。

(中根政人)

東京新聞

◆ 中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

介護保険は要支援1、2と要介護1からまでの七段階。現在、要介護1より状態が軽い要支援の訪問・通所介護を介護保険の給付対象から外し、二〇一七年度まで三年をかけ自治体の事業に移行させている。これに統じて、要介護1、2の人の生活援助サービスを行わせれば、自治体や介護現場に負担がかかるため、移行の実態を見極める必要

があると判断した。検討を続ける社会保障審議会介護保険部会でも委員から「時期尚早だ」「家庭に入つてのケアは専門性も必要。(保険外は)後々重度化や命に関わる」など

の声が上がっていた。事業者への報酬引き下げなどで介護費用を抑えることも検討する。

財務省は、軽度の人の自己負担増も求めており、年

内に結論をまとめる。見直し議論では、福祉用具レンタル支援の自己負担引き上げ、一定所得のある人の自己負担二割の拡大、保険料

支払い開始年齢の「四十歳」からの引き下げなどを検討している。

内閣府の小池晃書記局長は六日の参院予算委員会で、「高齢者の自立した生活に反する事態」の自立した生活に反する事態。(政府が掲げる)介護離職

野党「自立生活に反する」とも考え方の違い」と説明した。

塙崎恭久厚生労働相は「福祉用具にもいろいろな値段がある。レンタル料は特殊ベッドで平均八千八百円。ところが十

万円というのも。いずれも(使用者は)一割負担だ。それがどこまで許されるか」と指摘。高額なレンタル料を請求する業者を利用するこれが、介護保険の負担につながり、是正が必要との認識を示した。

(中根政人)

スの一つで、掃除や調理、洗濯、買い物などをする。入浴や食事の介助、おむつ交換など利用者に直接触れる「身体介護」と区別した場合、事業者に支払われる報酬は約2500円で、利用者の負担はその1~2割。「要介護1、2」で訪問介護を利用している人の半数程度は生活援助が中心だ。より軽度の一要支援1、2の訪問介護は介護保険から切り離され、2015~17年度の間に市町村事業へ移行することになつている。

介護保険の生活支援 助 訪問介護サービ